

もうお済みになりましたか？

- 労働保険年度更新手続きは 7 月 11 日までに -

平成 28 年度の労働保険年度更新手続きは **7 月 11 日(月)まで**です。手続きがお済みでない事業場におかれては、集合受付(一部会場は日程終了しました。)、当署への郵送またはご持参により、確実な申告手続きをお済ませください。なお、法人の事業場については、**法人番号**の記入も必要です。

7 月 11 日は、労働保険料の**全期分または第 1 期分**の納期限です。納期限までに労働保険料の支払いをお済ませください(口座振替納付の場合の納期限は 9 月 6 日です)。

お問い合わせ先 名瀬労働基準監督署 労災課 0997-52-0574

労基署
だより

第 100 号
H28.6.21

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金

1 時間 **694 円**

<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/ar/rev0/0109/9467/2015-0911-1.pdf>

労働条件相談ホットライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日にも無料で受け付けます。
はい ろうどう
0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト
「こころの耳」

(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

ご存じですか？「受動喫煙防止対策助成金」

平成 27 年 6 月 1 日から、職場の受動喫煙防止対策(事業者・事業場の実情に応じた適切な措置)が事業者の努力義務となり 1 年が経ちました。

受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」をご活用ください。

対象となる事業主

次の**すべて**に該当する事業主が対象です。

- (1)労働者災害補償保険の適用事業主 (2)中小企業事業主
- (3)事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
喫煙室の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1 / 2	200 万円

<助成の対象となる措置>

一定の基準を満たす喫煙室の設置・改修

喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が 0.2m/秒以上

一定の基準を満たす屋外喫煙所(閉鎖系)の設置・改修

喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口等における粉じん濃度が増加しない

一定の基準を満たす換気装置の設置など(宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ)

喫煙区域の粉じん濃度が 0.15mg/m³以下、又は必要換気量が 70.3×(席数)m³/時間以上

お問い合わせ先 鹿児島労働局労働基準部健康安全課 099-223-8279

おかげさまで、記念すべき第 100 号の発行を迎えました。

第 1 号の発行は平成 17 年度で、以降これまでに様々な法令や指針等の改正もありましたが、その都度タイムリーなお知らせができるよう努めて参ったつもりです。

今後も、当署からのお知らせを発信していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために ～
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)
労働災害統計 災害事例
リスクアセスメントの実施支援システム
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)
労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。